

木育用品企画・製造業務委託仕様書を次のとおり修正します。

修正前	修正後
<p>P.1</p> <p>イ 内容</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・兵庫県産木材を使用すること。</li> <li>・積み木のようなシンプルな玩具で創意工夫し繰り返し遊ぶことができるもの。</li> <li>・1セットで大人数(20人程度)が遊べるもの(1セットあたり500ピース以上とする)。</li> <li><del>・玩具を収納できる箱も作製すること。</del></li> <li><del>※ 箱については、5歳児が片付け・移動させることを想定すること。</del></li> <li><del>・尼崎市からの配付物であることがわかるようにすること(市章の焼き印を箱に入れるなど)。</del></li> <li><del>※ あまっこなど本市の公式キャラクターを使用する場合は事前に協議すること。</del></li> <li><del>・納品の際は段ボールなどに1セットずつ梱包すること。</del></li> </ul> <p>ウ セット数</p> <p>250セット(令和5年度:84セット、令和6年度:83セット、令和7年度:83セット)</p> <p>(500ピース以上×250セット=125,000ピース以上の製造が必要となる。)</p>	<p>P.1</p> <p>イ 内容</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・兵庫県産木材を使用すること。</li> <li>・積み木のようなシンプルな玩具で創意工夫し繰り返し遊ぶことができるもの。</li> <li>・1セットで大人数(20人程度)が遊べるもの(1セットあたり500ピース以上とする)。</li> </ul> <p>ウ セット数</p> <p>250セット(令和5年度:84セット、令和6年度:83セット、令和7年度:83セット)</p> <p>(500ピース以上×250セット=125,000ピース以上の製造が必要となる。)</p> <p>エ その他</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・玩具を収納できる箱も作製すること。</li> <li>※ 箱については、5歳児が片付け・移動させることを想定すること。</li> <li>※ 箱に使用する木材の産地は問わない。</li> <li>・尼崎市からの配付物であることがわかるようにすること(市章の焼き印を箱に入れるなど)。</li> <li>※ あまっこなど本市の公式キャラクターを使用する場合は事前に協議すること。</li> <li>・納品の際は段ボールなどに1セットずつ梱包すること。</li> </ul>
<p>P.2</p> <p>イ 内容</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・森林の公益的機能を伝えるもの(特に森林を有していない本市においては、公益的機能の中でも、特に水源の涵養といった面から恩恵を受けている。そのため、河川を通じた森林とのつながりを意識した内容とすること)。</li> <li>・木材利用の意義を伝えるもの(幼児たちが木製玩具で遊ぶ前の導入として活用されることを意識すること)。</li> <li>・イラスト面はカラー印刷とし、10ページ程度のもの。</li> <li>・紙芝居台を使用せずに使えるようにすること。</li> <li>・大きさや様式(大型絵本)などについては、活用方法を踏まえ適切なものを検討すること。</li> <li><del>・繰り返し出し入れすることのできる入れ物(厚手封筒やビニールケース等)に入れて納品すること。</del></li> </ul> <p>ウ 部数</p> <p>170部(令和5年度:57部、令和6年度:57部、令和7</p>	<p>P.2</p> <p>イ 内容</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・森林の公益的機能を伝えるもの(特に森林を有していない本市においては、公益的機能の中でも、特に水源の涵養といった面から恩恵を受けている。そのため、河川を通じた森林とのつながりを意識した内容とすること)。</li> <li>・木材利用の意義を伝えるもの(幼児たちが木製玩具で遊ぶ前の導入として活用されることを意識すること)。</li> <li>・イラスト面はカラー印刷とし、10ページ程度のもの。</li> <li>・紙芝居台を使用せずに使えるようにすること。</li> <li>・大きさや様式(大型絵本)などについては、活用方法を踏まえ適切なものを検討すること。</li> </ul> <p>ウ 部数</p> <p>170部(令和5年度:57部、令和6年度:57部、令和7</p>

<p>年度:56部)</p>	<p>年度:56部)  エ その他  ・ 繰り返し出し入れすることのできる入れ物(厚手封筒やビニールケース等)に入れて納品すること。</p>
<p>P.2、P.3</p>	<p>P.2、P.3</p>
<p>4 納品</p> <p><del>(1)</del> 納品時期</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>令和 5 年度は 12 月 28 日までに納品すること(納品日は土日祝日を除くこと)。</li> <li>令和 6、7 年度は 6 月の末日までに納品すること(納品日は土日祝日を除くこと)。</li> <li>納品期限までに分納することも可とする。</li> </ul> <p><del>(2)</del> 納品場所</p> <p>尼崎市役所(尼崎市東七松町 1 丁目 23 番 1 号)</p> <p>※ 市役所内の場所については別途指示することとし、市役所内の指定する場所まで搬入すること。</p> <p><del>(3)</del> 電子データの納品</p> <p>手引き、紙芝居、リーフレットについては電子データ(PDF 形式または JPEG 形式及び AI 形式)を記録した電子媒体(CD-ROM など)も納品する。</p>	<p>4 納品</p> <p>(1) 納品物</p> <p>3(1)～(4)の木育用品を、年度ごとにウに示す数量を納品すること。なお、付属品など仕様書にない用品の提案をする場合は、配付先の施設において、最低 3 年間(年 1 回)、木育が実施できるように用意すること。</p> <p>(2) 納品時期</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>令和 5 年度は 12 月 28 日までに納品すること(納品日は土日祝日を除くこと)。</li> <li>令和 6、7 年度は 6 月の末日までに納品すること(納品日は土日祝日を除くこと)。</li> <li>納品期限までに分納することも可とする。</li> </ul> <p>(3) 納品場所</p> <p>尼崎市役所(尼崎市東七松町 1 丁目 23 番 1 号)</p> <p>※ 市役所内の場所については別途指示することとし、市役所内の指定する場所まで搬入すること。</p> <p>(4) 電子データの納品</p> <p>手引き、紙芝居、リーフレットについては電子データ(PDF 形式または JPEG 形式及び AI 形式)を記録した電子媒体(CD-ROM など)も納品する。</p>